

週休2日試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市建設局が発注する建設工事において、週休2日試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取り組みとして週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 本要領で使用する用語の定義はそれぞれ下記のとおりとする。

1 週休2日

対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

1) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間とは、工事着手日から工事完成届出日までをいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

(1) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

(2) 工場製作のみを実施している期間

(3) 工事の全部を一時中止している期間

(4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3 4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月（28日間）毎に現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則として建設局が発注する全ての工事（建築工事及び設備工事並びに

これらに関連する工事を除く。)とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

(発注形式)

第5条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(試行方法)

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表(別紙1参照)」(以下「計画実績表」という。)を発注者に提出する。

2 受注者は、週休2日試行工事である旨を看板等で掲示する。(別図1)

(実施報告)

第7条 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した計画実績表を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、発注者から休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)の提示を求められた際には提示しなければならない。

(工事費の積算)

第8条 発注者は、通期の4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。一般土木事業において、月単位の4週8休を達成している場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

[一般土木事業]

① 通期の週休2日適用工事(4週8休以上)

【労務費】 1.02 【機械経費(賃料)】 1.02

【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03

② 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)

【労務費】 1.04 【機械経費(賃料)】 1.02

【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.05

[港湾・漁港事業]

① 通期の週休2日適用工事(4週8休以上)

【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04

【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03

・橋梁に関する工事は、[一般土木事業]を適用する。

(実施証明)

第9条 発注者は、週休2日試行工事を実施した工事で、4週8休以上の休日を確保した場合は、実施内容を記載した実施証明書（別紙2）を発行するものとする。

（留意事項）

第10条 週休2日試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年8月1日から施行し、改正後の週休2日試行工事实施要領の規定は、単価適用日が令和元年7月15日以降の工事から適用する。

付 則

この要領は、令和2年4月14日から施行し、改正後の週休2日試行工事实施要領の規定は、単価適用日が令和2年4月1日以降の工事から適用する。

付 則

この要領は、令和3年8月4日から施行し、改正後の週休2日試行工事实施要領の規定は、単価適用日が令和3年8月1日以降の工事から適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。